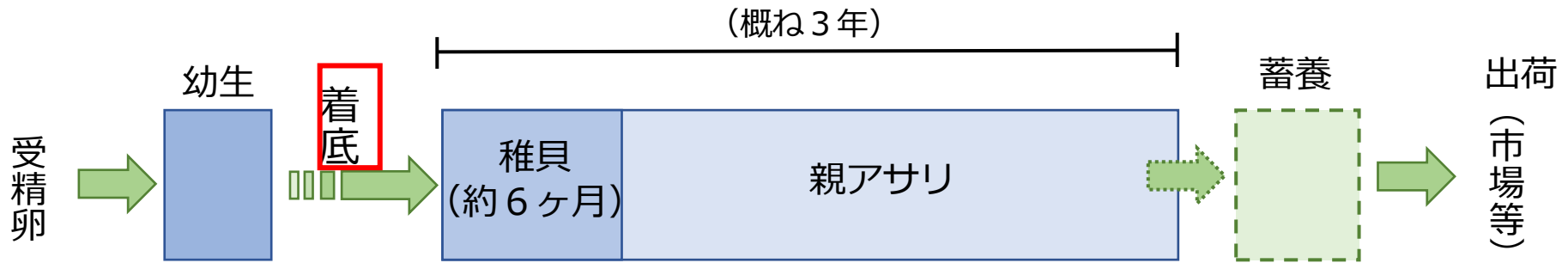


アサリの原産地表示ルールの厳格化



水産物の原産地表示のルール

- ① 国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）
- ② 輸入品にあつては原産国名
- ③ 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名→いわゆる「長いところ」ルール

食品表示基準Q&Aを改正して、具体的な原産地表示ルートを厳格化

- 貝類の蓄養については、いわゆる「長いところルール」の育成期間に含まれない。
→したがって、輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で一時的に蓄養した貝類の原産地は、輸出国となる。

輸入アサリ

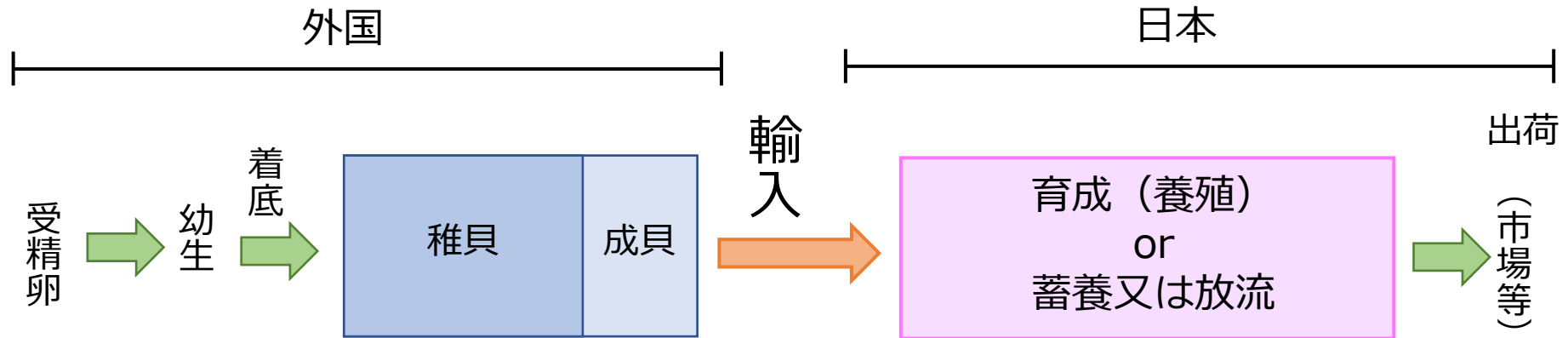
- 稚貝を輸入し、放流して、その成貝を採捕している実態はないことから、原則として、原産地は輸出国を表示。
- 国内において、1年半以上の育成（養殖）を行い、育成に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成した産地を原産地として表示。

（輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理）

国産アサリ

- 水域名又は地域名を表示。
- 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名を表示。
- 他の地域の稚貝アサリを導入した場合、成貝の輸入アサリを導入したことと区別するため、導入元が国内産であることを証明する書類の保存が必要。

輸入アサリの原産地表示ルールの厳格化



<業態の別>

<ルール>

<条件>

蓄養又は放流の場合

いわゆる「長いところルール」の「育成期間」にカウントされない

共同漁業権の設定された区域に放流された場合も含む。

稚貝アサリの輸入実態は確認されていない

原則
→ 輸出国を表示

育成（養殖）の場合

いわゆる「長いところルール」の「育成期間」にカウントされる

区画漁業権による養殖

「1年半」※¹未満の育成期間 → 輸出国を表示

「1年半」以上の育成期間 → 育成地を表示

育成に関する「根拠書類※²」が必要。

※¹ 輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

※² 根拠書類とは…輸入アサリの

・通関証明（ロットとの関係証明）
・小間ごとの導入日付

・小間ごとの収穫日付
・区画漁業権の登録済証 等

国産アサリの原産地表示ルールの特格化



<業態の別>	<ルール>	<条件>
漁業 (共同漁業を含む。)	採捕地名を表示	他地域から導入された場合には、導入元が国内産であることを証明する書類※の保存が必要。
育成 (養殖) (区画漁業権による養殖)	(着底以降の) 育成 (養殖) 期間 (蓄養期間は含まれない) が最も長い場所を表示	※導入元が国内産であることの証明書類の例 { <ul style="list-style-type: none"> ・ 稚貝のアサリの採捕履歴 ・ 稚貝のアサリに係る出荷伝票 }